（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十九条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同号に規定する介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第五号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二十一条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改め、「第十三条第一項」の下に「（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項に」を「介護保険法第十三条第一項に」に改め、「同条第二項」の下に「（介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項各号」を「介護保険法第十三条第二項各号」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「介護老人保健施設」を「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院」に改める。

第百十三条第五号中「（平成九年法律第百二十三号）第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第二章　経過措置

（適用除外とされた者についての平成十八年旧介護保険法の規定の適用の特例）

第二十三条　当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（支給決定（同項に規定する支給決定をいう。）を受けて指定障害者支援施設（同項に規定する指定障害者支援施設をいう。）に入所している者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者支援施設（介護保険法施行法第十一条第一項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十三条及び第百三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項ただし書	二以上の住所地特例対象施設に継続して	住所地特例対象施設又は特定適用除外施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十三号）第一条第十一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（同項に規定する支給決定を受けて指定障害者支援施設（同項に規定する指定障害者支援施設をいう。）に入所している者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者支援施設（介護保険法施行法第十一条第一項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十三条及び第百三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十三条第二項	一　継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれの所在すべき場所に順次住所地特例対象施設を変更したと認められる場合で、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（特別区を含むものとし、当該市町村の区域内に住所を有していたと認められる当該他の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村	一　継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれの所在すべき場所に順次住所地特例対象施設を変更したと認められる場合で、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（特別区を含むものとし、当該市町村の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村
	二　継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から当該一の住所地特例対象施設の所在すべき場所に入所等をすることにより継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることとなる場合において、当該一の住所地特例対象施設の所在すべき場所（以下この号において「特定住所変更」という。）を行って当該他の住所地特例対象施設に入所等をすることとなる場合（当該他の住所地特例対象施設が特定住所変更を行った場合に該当することとなる場合を含む。）における当該他の住所地特例対象施設	二　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている場合であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から当該一の住所地特例対象施設の所在すべき場所に入所等をすることにより継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることとなる場合において、当該一の住所地特例対象施設の所在すべき場所（以下この号において「特定住所変更」という。）を行って当該他の住所地特例対象施設に入所等をすることとなる場合（当該他の住所地特例対象施設が特定住所変更を行った場合に該当することとなる場合を含む。）における当該他の住所地特例対象施設